㊞

高松市監査委員告示第４号

地方自治法第１９９条第２項及び第４項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第９項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和２年２月２８日

高松市監査委員　木　田　一　彦
同　鍋　嶋　明　人
同　大　山　高　子
同　坂　下　且　人

令和元年度（平成３１年度）

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

高松市監査委員

行　政　監　査

令和元年度行政監査の結果について

１　監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等		指摘	意見	合計
１	健康福祉局	生活福祉課		１	１
２		こども園運営課		２	２
３		保健センター	１		１
４	創造都市推進局	農林水産課		１	１
５		競輪場事業課		１	１
６		スポーツ振興課		２	２
７	教育局	学校教育課		２	２
８		高松第一高等学校		２	２
	合計		１	１１	１２

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

２　監査実施期間

令和元年８月２７日から令和２年１月３０日まで

３　監査対象事務

行政事務の執行

４　監査対象となる事務の執行年度

平成３０年度及び令和元年度（平成３１年度）

５　監査の方法

　前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第２条第１４項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第１５項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。
　また、「平成３１年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「準公金の管理について」をテーマに行政監査を実施した。
　監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

６　監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１２項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して６か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

７　事情聴取（令和２年１月２７日、２８日及び３０日実施）の状況

令和元年度行政監査結果一覧

R2.2.28

結果No.	区分※		項　　目	公表文該当ページ	所管課等	
1	指摘	【重点】	起案文書の決裁処理について	P7	健康福祉局	保健センター
2	意見	【重点】	遺留金の保管について	P8		生活福祉課
3	意見	【重点】	現金の保管方法について	P9		こども園運営課
4	意見	【重点】	諸費の徴収及び管理方法について	P10		
5	意見	【重点】	収入・支出に係る事務処理について	P11	創造都市推進局	農林水産課
6	意見	【重点】	適正な支出管理について	P12		競輪場事業課
7	意見	【重点】	団体の会計監査について	P13		スポーツ振興課
8	意見	【重点】	収入・支出に係る事務処理について	P14		
9	意見	【重点】	諸費の適正な管理について	P15	教育局	学校教育課
10	意見	【重点】	未納金の取扱いについて	P16		
11	意見	【重点】	学校諸費に係る複数の口座について	P17		高松第一高等学校
12	意見	【重点】	決算報告書及び出納簿の作成について	P18		

※ 指摘　・・・　条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見　・・・　組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】　・・・　「平成３１年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

≪参考≫平成３１年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）
２　平成３１年度の重点取組事項

（１）準公金の管理について
　準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。
　本市では準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱いも団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる３Ｅ）の観点から、平成３１年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

平成３１年度　高松市監査実施計画へのリンク
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku31.pdf

準公金の管理について

1　テーマ及び監査のポイント

準公金とは、公金（高松市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等をいう。）以外の現金等であって、業務上の必要性から市職員が管理しているものをいう。

準公金は、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

そこで、準公金の取扱いが適切に行われているか、どのような規程に基づいて事務処理が行われているか、市がその準公金を取り扱う根拠はあるのかなどについて調査し、準公金の管理について、行政監査を実施した。

2　監査の方法

（１）選定方法

全庁照会により、市職員（市長部門等、学校等）による公金以外の現金等の取扱い状況等に関する事前調査を行い、以下の要件を基に、監査対象の選定を行った。

《選定要件》

【市長部門等】

- 準公金の取扱金額が１００万円以上
- 平成２４年度包括外部監査（監査テーマ：高松市の関連諸団体）未措置のもの
- 平成３０年度、令和元年度（平成３１年度）財政援助団体等監査対象外
- 繰越額があるもの　　など

【学校等】

- ＰＴＡ会費の通帳管理を保護者が行っている
- 準公金取扱マニュアルを作成している
- 決算額が多い　　など

（２）監査方法

市長部門等については、（１）で選定した団体等に対し、調査票を送付し、団体の状況等、準公金の取扱い状況、現金等の保管方法を確認するとともに、関係書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員から聞き取り調査を行った。

また、学校等については各学校等に出向き、実地監査を行った。

３　本市の準公金の管理について

【市長部門等】
　調査票の結果、市長部門等において準公金を取り扱っている部署は９局３０課、７５団体であった。このうち、２９団体に対し行政監査を実施した。

≪調査結果≫

（１）団体の状況等について

①団体の設置根拠

区分	有	無	その他
団体数	25	3	1
構成比	86%	11%	3%

②団体の代表者

区分	市職員	市職員以外	その他
団体数	7	21	1
構成比	24%	73%	3%

③市補助金等の交付状況（複数回答有）

区分	補助金	負担金	委託料	交付なし
団体数	10	10	4	7
構成比	34%	34%	14%	24%

④市職員が団体の事務を行う根拠

区分	有	無	その他
団体数	23	5	1
構成比	80%	17%	3%

⑤団体等の監査を受けている

区分	有	無	その他
団体数	27	1	1
構成比	94%	3%	3%

（２）準公金（現金等）の取扱い状況について

①保管・取り扱っている現金等の種類（複数回答有）

区分	預貯金	現金	その他
団体数	28	2	6
構成比	97%	7%	21%

②入出金の方法（複数回答有）

区分	収入・支出伺伝票等を作成している	収入・支出伺伝票等を作成していない	その他
団体数	26	2	2
構成比	89%	6%	6%

③現金出納簿の作成

区分	有	無
団体数	13	16
構成比	45%	55%

④市職員による立替払

区分	有	有（緊急時のみ）	無	その他
団体数	2	7	19	1
構成比	7%	24%	66%	3%

（3）現金等の保管方法について

①現金の保管場所（複数回答有）

区分	金庫	机（鍵付き）	キャビネット（鍵付き）	その他
団体数	17	1	9	3
構成比	59%	3%	31%	10%

②預金通帳と印鑑の保管方法

区分	保管方法	保管場所	通帳	印鑑
	別々に保管している			
団体数	27	金庫	15	4
		机（鍵付き）	－	12
構成比	94%	机（鍵なし）	－	2
		キャビネット（鍵付き）	12	9
	一緒に保管している			
団体数	1	キャビネット（鍵付き）	1	
構成比	3%			
	その他（預金通帳と印鑑の保有無）			
団体数	1			
構成比	3%			

【学校等】

学校等に対し、各学校等で取り扱っている準公金のうち、ＰＴＡ会費（保護者会費）の取扱事務について調査を行い、全校（※１）から回答を得た。

（※２　以下の数字の単位は施設数で表示）

①ＰＴＡ会費（保護者会費）の徴収方法について

区分	現金徴収	口座引き落とし	計（※1）
保育所	31	－	31
幼稚園	－	23	23
認定こども園	1	5	5
小学校	－	47	47
中学校	－	22	22
高等学校	－	1	1

②ＰＴＡ会費の通帳管理を保護者が行っている

小学校　1

③準公金取扱マニュアルを作成している

保育所　1　　幼稚園　1

小学校　3　　中学校　2

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.1

監査実施年度／対象局等	令和元年度／健康福祉局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	保健センター	区 分	指 摘 【重 点】
指 摘 の 項 目	起案文書の決裁処理について		
指摘する理由	「高松市保健委員会連絡協議会」の経費等に係る決裁文書を確認したところ、事前に会長の意思確認を行い文書を起案しているとのことであったが、最終的な意思を決定する会長が、最後に決裁したことが分かる文書の確認ができなかった。		

指 摘	文書決裁は、承認順序に基づき回議し、決裁権者である会長が確認できたことが分かる文書を作成し、適正に事務処理をされたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.2

監査実施年度／対象局等	令和元年度／健康福祉局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	生活福祉課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	遺留金の保管について		
意見を付す理由	生活福祉課では、生活保護受給者が死亡した時の遺留金を、現金で保管している。		

意　　見	遺留金の保管については、歳入歳出外現金会計への収納、専用の預金通帳その他の方法により、金融機関への預入を行うなど、適切な管理に努められたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.3

監査実施年度／対象局等	令和元年度／健康福祉局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	こども園運営課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	現金の保管方法について		
意見を付す理由	こども園運営課が所管する保育所等において実地監査を行った際、現金で諸集金を徴収している保育所で、保管方法に不適切なところが見受けられた。		

意　　見	現金で徴収した諸集金は、金庫で保管するなど、適切な管理を徹底されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.4

監査実施年度／対象局等	令和元年度／健康福祉局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	こども園運営課	区　　分	意　　見　　**【重　点】**
意 見 の 項 目	諸費の徴収及び管理方法について		
意見を付す理由	ＰＴＡ会費の徴収及び管理方法について、保育所、幼稚園、認定こども園に確認したところ、幼稚園、認定こども園では口座引き落としで徴収している所が多いが、保育所では慣例により現金徴収している所が多い傾向が見受けられた。		

意　　見	保育所、幼稚園、認定こども園での諸費の取扱い状況を確認し、適正な管理体制を構築されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.5

監査実施年度／対象局等	令和元年度／創造都市推進局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	農林水産課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	収入・支出に係る事務処理について		
意見を付す理由	「高松市底曳網協議会」の収入に係る事務処理については、収入伺書が作成されていなかった。 また、「高松市漁業組合連絡協議会」の支出に係る事務処理については、一部、支出伺書によらず出金処理を行っているものが見受けられた。		

意　　見	各団体の会計規程を遵守するためのチェック体制の強化を行うなど、適正な管理体制を構築されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.6

監査実施年度／対象局等	令和元年度／創造都市推進局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	競輪場事業課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	適正な支出管理について		
意見を付す理由	「公営競技場から暴力団・ノミ屋等を追放する四国ブロック協議会」に係る準公金の取扱いについて、職員による立替払の精算がされていないものが見受けられた。		

意　　見	準公金に係る支出事務については、チェック体制を強化し、適正に事務処理されたい。 また、協議会に係る事務を移管する際には、当該事例を申し送り書に記載するなど、移管先においても適切に事務処理がされるよう引継ぎされたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.7

監査実施年度／対象局等	令和元年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	スポーツ振興課	区分	意見 【重点】
意見の項目	団体の会計監査について		
意見を付す理由	「高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会」に関する提出書類を確認したところ、団体の会計監査についての規程がなく、会計監査及び監査報告が実施されていなかった。		

意見	経費を適正に執行するため、会計監事を置き、団体の会計監査及び監査報告を実施されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.8

監査実施年度／対象局等	令和元年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	スポーツ振興課	区分	意見 【重点】
意見の項目	収入・支出に係る事務処理について		
意見を付す理由	スポーツ振興課内に事務局を置いている団体の収入・支出に係る事務処理については、伺書が作成されていないものが散見された。		

意見	収入・支出伺書を作成しない定型的なものについては、一定の基準を設けるなど、事務処理を明確化されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.9

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	学校教育課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	諸費の適正な管理について		
意見を付す理由	実地監査において諸費の取扱いを確認したところ、支出伺書決裁前に教職員により立替払されていたり、通帳と印鑑が鍵のかかる机で一緒に保管されている等、不適切な事務処理が見受けられた。		

意　　見	諸費の取扱いについて、原則、立替払をしないようなルール作りをするとともに、通帳と印鑑を別々に保管するなど、適正に管理できる体制を構築されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.10

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	学校教育課	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	未納金の取扱いについて		
意見を付す理由	実地監査において、給食費、教材費の滞納分については、未納一覧表を作成し、保護者等に催促しているが、校長などが立替払している学校が一部に見受けられた。		

意　　見	未納金の取扱いについて、各学校の状況を確認し、教職員の負担が軽減され、滞納が発生しないような対策を講じられたい。 なお、対策を講じるに当たっては、債権回収室など、未納金を取り扱う部署などへ相談されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.１１

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	高松第一高等学校	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	学校諸費に係る複数の口座について		
意見を付す理由	毎月生徒から徴収している学校諸費について、目的別に複数の口座に振り分けているが、進路指導費等においては予備の通帳があり、不明瞭な取扱いになっている。		

意　　見	学校諸費については、複数管理している口座を集約するなど、効率的に、より説明責任が果たせるような管理方法に変更されたい。

行政監査（重点取組事項）結果

結果No.	No.12

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	高松第一高等学校	区　　分	意　　見　　【重　点】
意 見 の 項 目	決算報告書及び出納簿の作成について		
意見を付す理由	ＰＴＡの諸会計において、決算報告書と出納簿が一致しないものが見受けられた。		

意　　見	決算報告書及び出納簿については、原則として、収支を全て計上する総額主義で、適正に作成されたい。

定　期　監　査

令和元年度（平成３１年度）定期監査の結果について

１　監査対象局及び所属別監査結果

	所管課等		指摘	意見	合計
1	創造都市推進局		1		1
2	創造都市推進局	市場業務課施設整備室	1		1
3		文化芸術振興課		1	1
4	都市整備局		1	1	2
5	都市整備局	都市計画課		1	1
6		交通政策課		1	1
7		道路管理課		1	1
8		道路整備課用地室		1	1
9		公園緑地課		1	1
10	消防局		1		1
11	消防局	総務課	1	3	4
12	教育局		1		1
13	教育局	学校教育課	1		1
14		保健体育課		1	1
15	行政委員会等（＊）				―
	合計		7	11	18

（＊）監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局

※指摘・・・法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

２　監査実施期間

創造都市推進局	平成３１年４月９日から令和２年１月３０日まで
都市整備局	令和元年８月２８日から令和２年１月２８日まで
消防局、教育局、行政委員会等	令和元年１１月１日から令和２年１月３０日まで

３　監査対象事務

財務等に関する事務の執行

４　監査対象となる事務の執行年度

平成３０年度及び令和元年度（平成３１年度）

５　監査の方法

　前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかに主眼を置いて実施した。特に、地方自治法第２条第１４項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第１５項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。
　また、「平成３１年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「財産の管理」及び「契約事務の適正性」について、テーマを選定し、監査を実施した。
　監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

６　監査の結果

　監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。
　当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第１９９条第１２項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。
　なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して６か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。
　今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

７　事情聴取（令和２年１月２７日、２８日及び３０日実施）の状況

令和元年度（平成３１年度）定期監査結果一覧

R2.2.28

結果No.	区分※		項　　目	公表文該当ページ	所管課等	
1	指摘	【重点】	公有財産（土地・建物）の貸付手続等について	P24	創造都市推進局・都市整備局・消防局・教育局	
2	意見	【重点】	行政財産の使用許可に係る標準処理期間の取扱いについて	P26	都市整備局	
3	意見	【重点】	今里集会所の管理について	P27	都市整備局	都市計画課
4	意見	【重点】	元万日墓地の管理について	P28		道路管理課
5	意見	【重点】	公有財産の財産種別について	P29		道路整備課 用地室
6	意見	【重点】	内場ダム上公園及び下公園の管理について	P30		公園緑地課
7	意見	【重点】	旧消防屯所の利活用について	P31	消防局	総務課
8	指摘	【重点】	適正な契約手続について	P33	創造都市推進局	市場業務課 施設整備室
9	指摘	【重点】	業務委託契約について	P34	教育局	学校教育課
10	意見	【重点】	適正な支払時期について	P35	都市整備局	交通政策課
11	指摘		浄化槽の適正な管理について	P36	消防局	総務課
12	意見		地区文化祭事業補助金について	P37	創造都市推進局	文化芸術振興課
13	意見		用途廃止署所等における歴史的資料について	P38	消防局	総務課
14	意見		消防署所の維持管理費について	P39		
15	意見		中学校体育振興費について	P40	教育局	保健体育課

※　指摘　・・・　法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※　意見　・・・　組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※　【重点】　・・・　「平成３１年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

≪参考≫平成３１年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）
２　平成３１年度の重点取組事項

（２）財産の管理について
　地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。
　本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。
　平成３０年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、２年で全局を一巡する監査であることから、平成３１年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

（３）契約事務の適正性について
　地方自治法第２３４条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。
　物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、平成３１年度の定期監査においては、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかに主眼を置き、監査を実施する。

平成３１年度高松市監査実施計画へのリンク
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/keikaku31.pdf

定期監査（重点取組事項）テーマ

財産の管理について

1　テーマ及び監査のポイント

地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されていることから、監査委員は、今回、公有財産のうち土地・建物を中心に、その管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかについて、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、創造都市推進局、都市整備局、消防局、教育局及び行政委員会等である。

2　調査対象項目

監査対象局各課等の事務が適正に行われているか、次の事項に留意しながら監査を実施した。

（１）公有財産の貸付等は、適正な手続により行われているか。
（２）公有財産台帳等は、適正に作成されているか。
（３）公有財産の現状は、適切に把握されているか。
（４）貸付等の行われていない公有財産の維持管理は、適正に行われているか。
（５）高松市公共施設再編整備計画（平成３０年１０月策定）等に基づき、事務が行われているか。
（６）包括外部監査の結果は反映されているか。

3　監査方法

（１）書類確認
調査対象局各課等が作成した決裁、行政財産使用許可台帳、普通財産貸付台帳及び財産台帳等を確認した。

（２）現地調査
調査対象局所管の行政財産及び普通財産のうち、代表的なものについて抽出して現地調査を実施した。

（３）その他
調査対象局各課等に対し、文書又は口頭で照会した。

4　調査対象となる財産について

今回の監査において調査の対象とした、調査対象局各課等が管理している財産については、主に公有財産管理システムに登載している行政財産及び普通財産について、調査を行った。

５　監査で認められた事実

（１）公有財産の貸付（行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付）事務については、一部の貸付等事務について、不備があるものが見受けられた。
（２）現に管理する公有財産については、おおむね適正に管理されていたが、一部の施設において、管理が不十分なものが見受けられた。
（３）高松市公共施設再編整備計画において対象とされている施設について、今後の施設の在り方について検討を要すると思われるものが見受けられた。
（４）別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

注）行政財産…地方公共団体において公用（地方公共団体が事務や事業を執るために直接使用する：庁舎など）又は公共用（住民の一般的共同利用に供する：図書館など）に供し、又は供することと決定した財産
普通財産…行政財産以外の公有財産

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.1

監査実施年度／対象局等	令和元年度（平成３１年度）／創造都市推進局・都市整備局・消防局・教育局・行政委員会等

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	創造都市推進局・都市整備局・消防局・教育局	区分	指摘 【重点】
指摘の項目	公有財産（土地・建物）の貸付手続等について		
指摘する理由	公有財産（土地・建物）の貸付手続等について確認したところ、適切でない事務処理等が散見された。		

指摘	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。

根拠法令・通知等①	高松市公有財産事務取扱規則
内容①	（公有財産台帳） 第１８条　市長及び教育委員会は、それぞれ所管に属する公有財産について、公有財産台帳（様式第３号から様式第３号の８まで。以下「台帳」という。）を備え、必要な事項を記載し、変動があった場合においては、その都度修正しなければならない。 （略） （行政財産の目的外使用許可） 第２６条　公有財産管理者は、法第２３８条の４第７項の規定により、その管理する行政財産を使用させようとするときは、使用願人に行政財産使用許可申請書（様式第１０号）を提出させ、内容調査の上使用許可を適当とする場合は、その理由及び許可書案を添えて市長の決裁を受けなければならない。 ２　前項の行政財産使用許可申請書には、次の各号のいずれかに該当する資格を有する連帯保証人を立て、連署させなければならない。ただし、国又は公共団体に使用させるとき、その他公有財産管理者において必要がないと認めたときは、この限りでない。 （略） ４　公有財産管理者は、行政財産使用許可台帳（様式第１２号）を調整しなければならない。 （普通財産の貸付け） 第２７条　公有財産管理者は、その管理する普通財産を貸付けしようとするときは、借受願人に普通財産借受願（様式第１３号）を提出させ、その内容を審査し、貸付けを適当とする場合は、その理由及び契約書案並びに貸付料算定の根拠を添えて、市長の決裁を受けなければならない。 ２　連帯保証人については、前条第２項及び第３項並びに様式第１１号の規定を準用する。 （略） ３　公有財産管理者は、普通財産貸付台帳（様式第１４号又は様式第１４号の２）を調製しなければならない。 （普通財産処分の報告） 第４０条　普通財産の処分の報告については、第１７条の規定を準用する。
根拠法令・通知等②	行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第８の３項第３号
内容②	使用料の減免は、使用許可申請の際、減免を受けようとする申請者から使用料減免申請書を提出させ、これに基づき決定するものとする。ただし、使用許可の変更申請の場合等で既に同一の使用目的及び使用許可物件について減免の決定をしているときは、この限りでない。
根拠法令・通知等③	高松市図書館条例第１０条
内容③	中央図書館内の喫茶室の使用については、高松市美術館条例（昭和６３年高松市条例第１０号）第１７条の規定を適用する。

（指摘事項別紙）

	指摘内容	対象部局			
		創造都市推進局	都市整備局	消防局	教育局
1	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの。	土地改良課 競輪場事業課 市場業務課 観光交流課 文化芸術振興課 文化財課 スポーツ振興課 美術館美術課	交通政策課 道路管理課 河港課 下水道施設課	総務課	総務課 総務課（学校施設整備室） 中央図書館 総合教育センター 高松第一高等学校
2	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が１か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	農林水産課 市場業務課 観光交流課 文化芸術振興課 美術館美術課	交通政策課 道路整備課 河港課 建築指導課 市営住宅課	総務課	総務課 総務課（学校施設整備室） 生涯学習課 生涯学習課（生涯学習センター） 中央図書館 総合教育センター
3	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が１か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの。	競輪場事業課	都市計画課 市営住宅課		生涯学習課
4	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が１か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」（様式第１４号）を作成しなければならないところ、「行政財産使用許可台帳」の様式（様式第１２号）で作成しているもの。			総務課	
5	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの。	農林水産課 観光交流課	交通政策課 道路整備課 河港課 建築指導課 市営住宅課 下水道整備課	総務課	中央図書館 高松第一高等学校
6	「行政財産使用許可申請書」の申請日や使用期間が鉛筆書きになっているものや、修正跡が見られるもの。		交通政策課 道路管理課	総務課	
7	「行政財産使用許可台帳」の許可期間の欄について、開始年月日の記載がなく、終了年月日のみ記載されているもの。		道路管理課		
8	「行政財産使用許可台帳」の記載内容に一部誤りがあるもの。			総務課	
9	「公有財産返還届」が提出されたにもかかわらず新たに「行政財産使用許可台帳」が作成されたことにより、不要な台帳があるもの。		道路管理課		
10	連帯保証人の要件審査として固定資産税過去２年分の納付確認等の必要があるが、連帯保証人ではなく申請者本人について確認を行っているもの。		道路管理課		
11	連帯保証人の要件審査として固定資産税過去２年分の納付確認等の必要があるが、確認を行っていないもの又は確認を行っていることが明確に示されていないもの。		道路整備課 河港課 市営住宅課 下水道整備課		生涯学習課
12	売却により「公有財産（土地）処分報告書」を提出しなければならないところ未提出となっており、公有財産管理システムに普通財産として登録されたままとなっているもの。		道路管理課		
13	公園使用料の減免を受けるに当たり提出する「公園使用料減免申請書」に申請者の印鑑が押印されていないもの。		公園緑地課		
14	使用料の納期限について、高松市図書館条例第１０条に定められた納期限を設定していないもの。				中央図書館

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.2

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	都市整備局	区分	意見 【重点】
意見の項目	行政財産の使用許可に係る標準処理期間の取扱いについて		
意見を付す理由	「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」第５項第１号及び第６項第１号では使用許可の手続等において標準処理期間を設け、原則として定められた期間内に申請書等を提出させることを定めているが、遵守されていない案件が見受けられた。 一方で、「いずれの案件も、毎年申請があるものや年度更新のものなどで、新規申請とは異なり、総じて審査が容易なものであり、標準処理期間を確保しなくても適切に審査が行われたもの」で、「軽易なサービスであっても一律に標準処理期間を空けて提出しなければならないということは市民サービスの観点からも不合理となる」という考え方も一理ある。		

意見	今後は「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」第５項第１号の規定の見直しや、同取扱基準第６項第１号に定める標準処理期間の事務の実態に即した短縮の適否等について、同取扱基準の所管課と協議されたい。

根拠法令・通知等	行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準
内容	５　使用許可の手続等 （１）申請に対する処分に当たっては、その処分を求める者（以下「申請者」という。）から、少なくとも使用開始を希望する日から標準処理期間を逆算した日までに、規則に規定する申請書等（審査に必要な書類、図面等を含む。）を提出させるものとする。ただし、年度更新等の時期において、市として当該事務を一括処理する必要がある場合等においては、あらかじめ申請書等の提出期限を別に定めることができるものとする。 （略） ６　標準処理期間 （１）使用許可に係る標準処理期間は、原則として次の日数に申請者への到達日数を加えた期間とする。 ア　新規の目的外使用許可、使用目的変更承認及び使用公有財産の原形変更承認については３０日 イ　連帯保証人変更承認、使用期間の延長及び更新の許可並びに使用公有財産の使用者等の住所、氏名変更承認については１５日 （略）

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.3

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	都市計画課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	今里集会所の管理について		
意見を付す理由	今里集会所については、太田第１土地区画整理事業に併せて地区住民の集会施設として設置され、昭和５９年以降、今里集会所管理委員会と建物使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けているものであり、地元住民の利用も多く地域に密着した集会所として有効活用されており、光熱水費や修繕費等の支出も含め、施設の維持管理を地元が行っている。		

意 見	地元との協議を通じて、譲渡も視野に入れた建物の売却を進めるなど、今後の施設の在り方について検討されたい。

今里集会所

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.4

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告　示　番　号	高松市監査委員告示第4号	告　示　日	令和2年2月28日
所　管　課　等	道路管理課	区　　分	意　　見　　**【重　点】**
意 見 の 項 目	元万日墓地の管理について		
意見を付す理由	元万日墓地については、万日墓地が戦後の都市計画により順次廃止されていった残地であり、区画整理されている宅地以外は一筆地となっており、市道認定されている部分と未舗装のやや広い土地、法面と宅地の間の狭隘な土地等が混在した形で、１つの普通財産として取り扱われている。		

意　　見	道路としての機能に応じて、行政財産と普通財産に整備した上で管理を行い、未利用地については売却に向けた検討を進めるなど、実態に合わせた適切な財産管理に取り組まれたい。

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.5

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	道路整備課用地室	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	公有財産の財産種別について		
意見を付す理由	普通財産である土地について、「財産上普通財産であるが、現状は上下水道本管が埋設されており、機能上は道路となっていることから行政財産として取り扱う。」との理由で、行政財産としての事務処理が行われていた。		

意 見	道路機能を有している土地については、行政財産として財産種別の変更を行い、適正に財産管理されたい。

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.6

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	公園緑地課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	内場ダム上公園及び下公園の管理について		
意見を付す理由	塩江町にある内場ダム上公園及び下公園は、設置主体は香川県で、合併前から旧塩江町が県との契約により管理し、高松市に引き継がれたものであるが、上公園については外灯が故障し常時点灯している状態が見受けられたり、下公園については除草がされておらず、公園としての利用ができない状況が見受けられるなど、一部適正な管理が行えていない状態であった。 また、それぞれの公園がほぼ同額で清掃業務委託契約を締結しているが、上公園に含まれている除草業務が下公園には含まれていないなど委託業務の内容に差が見受けられた。		

意 見	公園の管理については、仕様書において、特に除草業務を含めるなど契約内容を見直すとともに、定期的に現場確認を行うなど、安全に利用できるよう配慮し、適正な公園管理に努められたい。

定期監査（重点取組事項：財産の管理について）結果

結果No.	No.7

監査実施年度／対象局等	令和元年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	総務課	区分	意見 【重点】
意見の項目	旧消防屯所の利活用について		
意見を付す理由	旧川添分団第２部消防屯所及び旧庵治分団第２部鎌野消防屯所については、消防機能が廃止され、行政財産から普通財産に財産種別が変更されているが、その後は未利用となっており、有効活用されていない状況が見受けられた。		

意見	旧消防屯所については、ファシリティマネジメントの観点も踏まえ、有効活用や施設の在り方について、関係各課及び地元関係者との協議を進めるとともに、定期的な施設点検を行いながら、適正に管理し、利活用を進められたい。

旧川添分団第２部消防屯所

旧庵治分団第２部鎌野消防屯所

定期監査（重点取組事項）テーマ

契約事務の適正性について

1　テーマ及び監査のポイント

地方自治法第２３４条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、監査委員は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかについて監査を行った。

なお、監査対象は、創造都市推進局、都市整備局、教育局、消防局及び行政委員会等である。

2　調査対象項目

監査対象局各課の事務が、地方自治法などの関係法令等に従い適正に行われているか、次の事項に留意しながら監査を実施した。

（１）契約の申込みの誘引から落札決定に至る事務が、適正な手続により行われているか。
（２）契約締結事務が適正に行われているか。
（３）契約の履行に係る事務が適正に行われているか。

3　監査方法

（１）書類確認
調査対象局各課等が作成した決裁及び文書管理システム等を確認した。
（２）その他
調査対象局各課等に対し、文書又は口頭で照会した。

4　監査で認められた事実

（１）契約事務については、おおむね適正に事務処理されていたが、一部において、事務処理に不備があるものが見受けられた。
（２）別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

定期監査（重点取組事項：契約事務の適正性について）結果

結果No.	No.8

監査実施年度／対象局等	令和元年度（平成３１年度）／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	市場業務課施設整備室	区分	指摘 【重点】
指摘の項目	適正な契約手続について		
指摘する理由	ＣＡＤ用ソフトウェア使用許諾に係る契約事務手続において、不適切な事務処理が見受けられた。		

指摘	契約手続においては、事務の透明性、公平性を確保し、説明責任を果たせるよう法令等を遵守し、適正に執行されたい。

根拠法令・通知等	高松市契約規則
内容	（契約事務担当員の厳守事項） 第３条　契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。 （１）　財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。 （略） （３）　予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。 （略）

定期監査（重点取組事項：契約事務の適正性について）結果

結果No.	No.9

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	学校教育課	区分	指摘 **【重点】**
指摘の項目	業務委託契約について		
指摘する理由	「ＪＥＴプログラムコーディネート業務委託」に係る委託契約について、消費税及び地方消費税込の金額の取扱いの記載方法が統一されていなかったため、見積書の金額と契約書の金額が異なっていた。		

指摘	見積徴取を実施するに当たり、委託業者決定要領及び見積書の金額の記載について、業者が分かりやすいよう明記するなど見直しを行い、契約事務に当たっては、適正に執行されたい。

根拠法令・通知等	高松市契約規則
内容	（契約事務担当員の厳守事項） 第３条　契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。 （１）　財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。 （略） （３）　予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。 （略）

定期監査（重点取組事項：契約事務の適正性について）結果

結果No.	No.10

監査実施年度／対象局等	令和元年度／都市整備局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	交通政策課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	適正な支払時期について		
意見を付す理由	高松市立駐車場（高松市立中央駐車場他４施設）及び高松市立自転車駐車場（瓦町地下自転車駐車場他２施設）管理業務委託料の支払について、高松市立駐車場等公の施設の管理に関する基本協定書に定められた月に事務処理ができていなかった。		

意 見	管理業務委託料の支払について、基本協定書に定められた時期に適正に事務処理ができるよう、指定管理者に対し、指導されたい。

このページからは、「財務に関するもの」及び「その他事務の執行に関するもの」

定期監査結果

結果No.	No.１１

監査実施年度／対象局等	令和元年度／消防局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	総務課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	浄化槽の適正な管理について		
指摘する理由	消防局が所管している２６か所の浄化槽のうち、一部の浄化槽について、保守点検業者から汚泥抜取の指摘を受けてから清掃を行うなど、浄化槽法の規定に基づく清掃を行えていない状況が見受けられた。		

指 摘	消防局所管の浄化槽について、浄化槽法に基づき清掃を行い、適正に管理されたい。

根拠法令・通知等	浄化槽法第１０条
内 容	浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

定期監査結果

結果No.	No.12

監査実施年度／対象局等	令和元年度（平成３１年度）／創造都市推進局

告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
所 管 課 等	文化芸術振興課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	地区文化祭事業補助金について		
意見を付す理由	地区文化祭事業補助金について、国分寺町と香南町に対して補助金を交付しているが、他地区の文化祭に対する補助金は廃止されている。		

意 見	地区文化祭事業補助金については、多くの地区が地域まちづくり交付金等を活用して実施している実情を踏まえ、地元と協議していくなど、補助金の在り方について、他地区との公平性の観点から検討されたい。

定期監査結果

結果No.	No.13

監査実施年度／対象局等	令和元年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	総務課	区分	意見
意見の項目	用途廃止署所等における歴史的資料について		
意見を付す理由	用途廃止されている旧消防署施設等（旧東消防署、北消防署未使用箇所等）において、昔の写真や今では製作されていないような窓ガラス等の資料が、保存状態の悪い場所に放置されている。		

意見	用途廃止署所等における歴史的資料については、それら資料の価値付けに関し、有識者・有資格者等の意見も聴く中で、次代に遺すべき資料（歴史的公文書）の分類として、良好に管理・保存できるよう努められたい。

定期監査結果

結果No.	No.14

監査実施年度／対象局等	令和元年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	総務課	区分	意見
意見の項目	消防署所の維持管理費について		
意見を付す理由	北消防署の電気料金が、他の消防署所と比べ非常に高額になっている。 また、庁舎運転管理業務など、北消防署のみが支出している業務がある。		

意見	北消防署の維持管理については、職員の労働環境に配慮した上で、限定的・効率的になるような施設管理を工夫するなど、早急に光熱水費等維持管理費を削減するよう努められたい。

定期監査結果

結果No.	No.15

監査実施年度／対象局等	令和元年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
所管課等	保健体育課	区分	意見
意見の項目	中学校体育振興費について		
意見を付す理由	中学校体育振興費について、その支出目的が、特定の学校の運動部活動の施設使用料に限定されている。		

意見	中学校体育振興費については、市内全体における公平性や他校との均衡を踏まえ、地元との協議を進める中で、廃止等も視野に見直しを検討されたい。